

議案第84号

備前市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

備前市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月31日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

備前市心身障害者医療費給付条例(平成17年備前市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する者

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第84号参考資料  
備前市中心身障害者医療費給付条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例による給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、市内に住所を有する被保険者等であつて、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する者</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例による給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、市内に住所を有する被保険者等であつて、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>